

写

23消安第2606号

平成23年8月10日

各都道府県肥料担当課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について」の一部改正について

このことにつきまして、別紙新旧対照表のとおり一部を改正することとしましたので、御了知の上、今後、本通知に示す計画策定・方法の的確な運用につき特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

本件問い合わせ先  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
肥料企画班、肥料検査指導班  
代表 03-3502-8111（内線 4508）  
ダイヤル 03-3502-5968

(別紙)

「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について（平成23年8月5日付け23消安第2561号消費・安全局農産安全管理課長通知）の新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後		現行	
別紙		別紙	
放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要が <u>低い</u> 肥料		放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要が <u>無い</u> 肥料	
化学肥料 (略)		化学肥料 (略)	
<u>動物の排せつ物</u>		<u>家畜ふん</u>	
特殊肥料	汚染された飼料を給与していない <u>動物の排せつ物</u> や汚染された敷料を使用していない <u>たい肥</u>	特殊肥料	汚染された飼料を給与していない <u>家畜のふん尿</u> や 汚染された敷料を使用していない <u>たい肥</u>
	汚染された飼料を給与していない <u>動物の排せつ物</u> や汚染された敷料を使用していない <u>動物の排せつ物</u>		汚染された飼料を給与していない <u>家畜のふん尿</u> や 汚染された敷料を使用していない <u>動物の排せつ物</u>
(略)		(略)	
<u>別添</u>			
I. 検査対象となる肥料 牛ふん堆肥、雑草堆肥等（河川や公園等で刈り取られる雑草を主体として堆積・発酵したもの）・ <u>稲わら堆肥（稲わらを主体として堆積・発酵したもの）等（腐葉土、剪定枝堆肥は除く）及びバーク堆肥</u>		I. 検査対象となる肥料 牛ふん堆肥、雑草堆肥等（河川や公園等で刈り取られる雑草を主体として堆積・発酵したもの）・ <u>稲わら堆肥（稲わらを主体として堆積・発酵したもの）等（腐葉土は除く）及びバーク堆肥</u>	

改正後	現行
<p>(ただし、局長通知 1.(1) のただし書きの条件に該当する肥料は、検査対象から除く。)</p> <p>II (略)</p> <p>III. 検査の枠組</p> <p>A. 牛ふん堆肥</p> <p>1. 検査対象地域</p> <p>① (略)</p> <p>② 原発事故以後に収集された稲わらが流通している道県 (北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、新潟県、<u>富山県</u>、岐阜県、三重県及び島根県の計 <u>17</u> 道県)</p> <p>③ ①以外の地域であって、3月11日以降、300 Bq/kg から 5000 Bq/kg まで (今後は 3000 Bq/kg 以下) の粗飼料を育成牛、繁殖牛に給与した若しくはその可能性のある畜産農家又は汚染稲わらを牛に給与した畜産農家から、育成牛、繁殖牛又は牧草が相当数又は相当量移動された地域</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 検査計画の策定 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア) 以外の製造所： 1 の①の地域であって、放射性セシウム濃度が 300 Bq/kg から 5000 Bq/kg まで (今後は 3000 Bq/kg 以下) の粗飼料</p>	<p>(ただし、局長通知 1.(1) のただし書きの条件に該当する肥料は、検査対象から除く。)</p> <p>II (略)</p> <p>III. 検査の枠組</p> <p>A. 牛ふん堆肥</p> <p>1. 検査対象地域</p> <p>① (略)</p> <p>② 原発事故以後に収集された稲わらが流通している道県 (北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、新潟県、岐阜県、三重県及び島根県の計 <u>16</u> 道県)</p> <p>③ ①以外の地域であって、3月11日以降、300 Bq/kg から 5000 Bq/kg まで (今後は 3000 Bq/kg 以下) の粗飼料を育成牛・繁殖牛に給与した若しくはその可能性のある畜産農家又は汚染稲わらを牛に給与した畜産農家から、育成牛・繁殖牛又は牧草が相当数又は相当量移動された地域</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 検査計画の策定 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア) 以外の製造所： 1 の①の地域であって、<u>牧草</u>の放射性セシウム濃度が 300 Bq/kg から 5000 Bq/kg まで (今後は 3000 Bq/kg 以下)</p>

改正後	現行
<p>が牛に給与された可能性がある地域の市町村（3/11 以降、（ア）の畜産農家から繁殖牛、<u>育成牛</u>又は牧草が、流入していないことが確認された市町村に限る）に所在する製造所から、<u>道県</u>が抽出した3ヶ所（主として豚ふんや鶏ふんを原料とする堆肥の製造所を除く）の製造所。</p> <p>なお、牧草中の放射性物質の調査結果により、粗飼料の分析結果が300 Bq/kg 以下であることが確認された地域内の市町村（（ア）の A）及び B）の畜産農家から繁殖牛、育成牛又は牧草が、3 月 11 日以降流入していない市町村に限る）に所在する製造所で製造される堆肥は、検査の対象外とし、出荷・施用できるものとする。</p> <p>（ウ） 牧草の放射性セシウム濃度が300 Bq/kg 以下の地域であっても、3 月 11 日以降、300 Bq/kg から 5000 Bq/kg まで（今後は 3000 Bq/kg 以下）の粗飼料を牛に給与した若しくはその可能性のある畜産農家又は汚染稲わらを牛に給与した畜産農家から、<u>繁殖牛、育成牛</u>又は牧草が相当数又は相当量移動された地域に所在する製造所から、都道府県が抽出した3ヶ所（主として豚ふんや鶏ふんを原料とする堆肥の製造所を除く）の製造所。</p> <p>（2）（略）</p> <p>B. 雑草堆肥・稲わら堆肥等（腐葉土、<u>剪定枝堆肥</u>は除く）（略）</p> <p>C. （略）</p> <p>IV （略）</p>	<p>の粗飼料が牛に給与された可能性がある地域の市町村（3/11 以降、（ア）の畜産農家から繁殖牛・<u>育成牛</u>又は牧草が、流入していないことが確認された市町村に限る）に所在する製造所から、<u>都県</u>が抽出した3ヶ所（主として豚ふんや鶏ふんを原料とする堆肥の製造所を除く）の製造所。</p> <p>なお、牧草中の放射性物質の調査結果により、粗飼料の分析結果が300 Bq/kg 以下であることが確認された地域内の市町村（（ア）の A）及び B）の畜産農家から繁殖牛、育成牛又は牧草が、3 月 11 日以降流入していない市町村に限る）に所在する製造所で製造される堆肥は、検査の対象外とし、出荷・施用できるものとする。</p> <p>（ウ） 牧草の放射性セシウム濃度が300 Bq/kg 以下の地域であっても、3 月 11 日以降、300 Bq/kg から 5000 Bq/kg まで（今後は 3000 Bq/kg 以下）の粗飼料を牛に給与した若しくはその可能性のある畜産農家又は汚染稲わらを牛に給与した畜産農家から、<u>育成牛・繁殖牛</u>又は牧草が相当数又は相当量移動された地域に所在する製造所から、都道府県が抽出した3ヶ所（主として豚ふんや鶏ふんを原料とする堆肥の製造所を除く）の製造所。</p> <p>（2）（略）</p> <p>B. 雑草堆肥・稲わら堆肥等（腐葉土は除く）（略）</p> <p>C. （略）</p> <p>IV （略）</p>

改正後	現行
<p>V. 分析結果による、出荷・施用の可否の判断 (略)</p> <p>(2) 雑草堆肥・稲わら堆肥等（腐葉土、<u>剪定枝堆肥</u>は除く。） (略)</p> <p>VI (略)</p> <p>VII. <u>腐葉土、剪定枝堆肥</u>について 現時点で流通している腐葉土、<u>剪定枝堆肥</u>の検査は、本検査法の試料の採取方法、分析方法等を参考として実施する。 他方、高濃度の腐葉土、<u>剪定枝堆肥</u>がホームセンター等で販売されていることから、17 都県においては、腐葉土、<u>剪定枝堆肥</u>の新たな生産・出荷及び施用をできる限り控えるよう指導する。 なお、やむを得ない事情により、生産・出荷又は施用が避けられない場合には、検査方法等について、当局まで相談する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>V. 分析結果による、出荷・施用の可否の判断 (略)</p> <p>(2) 雑草堆肥・稲わら堆肥等（腐葉土は除く。） (略)</p> <p>VI (略)</p> <p>VII. 腐葉土について 現時点で流通している腐葉土の検査は、本検査法の試料の採取方法、分析方法等を参考として実施する。 他方、高濃度の腐葉土がホームセンター等で販売されていることから、17 都県においては、腐葉土の新たな生産・出荷及び施用をできる限り控えるよう指導する。 なお、やむを得ない事情により、生産・出荷又は施用が避けられない場合には、検査方法等について、当局まで相談する。</p> <p>(以下略)</p>